

第2次 小山町 教育大綱

～「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい

元気で、明るく、心豊かな人づくり～



富士山頂と金太郎のまち おやま

令和3年4月

小 山 町

1 策定の趣旨

小山町教育大綱（以下、「大綱」という。）は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町長が小山町総合教育会議（町長、教育委員会で構成）での協議を踏まえ、策定するものです。

2 位置付け

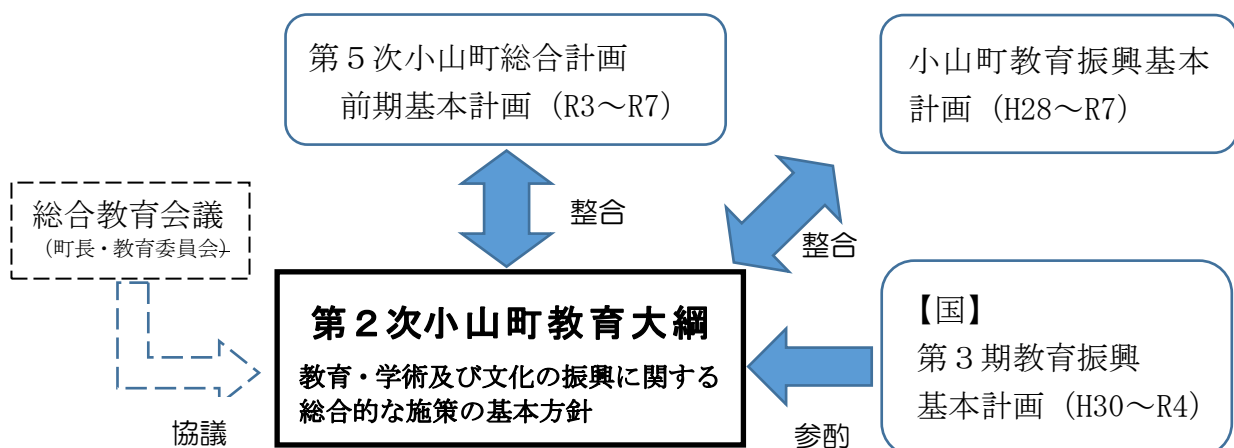
(1) 定義

大綱は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。策定に当たっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされています。

(2) 町総合計画及び町教育振興基本計画との関係

大綱は、町政運営の総合的な指針を定めた「第5次小山町総合計画前期基本計画」及び「小山町教育振興基本計画」と整合を図っています。

●小山町教育大綱の位置付け



3 計画期間

計画期間は令和3年度から7年度までの5年間とし、必要に応じて見直すこととします。

※「第5次小山町総合計画前期基本計画」の計画期間に合わせています。

4 基本理念

「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい
元気で、明るく、心豊かな人づくり

5 基本方針

(1) 生きる力の養成

- ・学力の向上に向けた取組を推進し、「確かな学力」を育成します。
- ・道徳教育、人権教育をはじめ、子どものボランティア活動や職場体験、通学合宿、多世代との交流などを通じ、「豊かな心」の育成と社会性の習得に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動や食育を通じて健康づくりを進め、体力を増進するとともに、「健やかな体」を育成します。

(2) 郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進

- ・子どもたちが郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を学ぶ機会を提供します。

(3) 未来へ飛翔する人材の養成

- ・子どもの語学力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際交流を通じてグローバル人材の養成を図ります。
- ・町民やNPO等と協働し、次世代を担うまちづくりリーダーを養成します。
- ・近隣市町や姉妹都市等との地域間交流を進め、多様な地域性に触れることにより、幅広い視野を養います。
- ・ICTの活用など、時代に即応した教育環境の充実を図り、デジタル社会に生きる力を身につけていきます。

(4) 地域社会全体で取り組む教育の推進

- ・家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組み、子どもの健やかな成長を支えます。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会全体で家庭教育を支援します。

(5) 安心・安全な教育環境の確保

- ・乳幼児期にふさわしい遊びや生活の充実を図り、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。
- ・子育て相談や児童の放課後支援等を充実し、子育てしやすい環境を整備します。
- ・教育施設のストックマネジメントを進めるとともに、安全点検の徹底を図り、安全で快適な教育環境を確保します。
- ・「いじめをゆるさない」環境を醸成するとともに、命を大切にする教育を推進します。
- ・防犯・防災教育や交通安全教育を徹底します。
- ・障がいの有無にかかわらず、町民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。

(6) 生涯学習の推進

町民が生涯にわたって能動的に学び続け、心身共に健康で豊かな暮らしを実現できるよう、多様な学習機会を提供するとともに、学習を通じて人と人とがつながり、お互いに尊重し合い、交流を深めながら、幸せと誇りを感じて生きていける豊かな地域社会づくりを目指し、生涯学習を推進します。

(7) 文化芸術活動の振興

町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図るとともに、各地域で行う文化芸術活動を支援するほか、町内の貴重な文化財の保全・活用に努めます。

(8) スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民が運動習慣を身に着け、心身ともに健康になり、さらにスポーツ・レクリエーション活動が地域の一体感や活力の向上につながっていくことを目指し、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。また、選手・団体、指導者の育成など、スポーツを支える活動を支援します。